

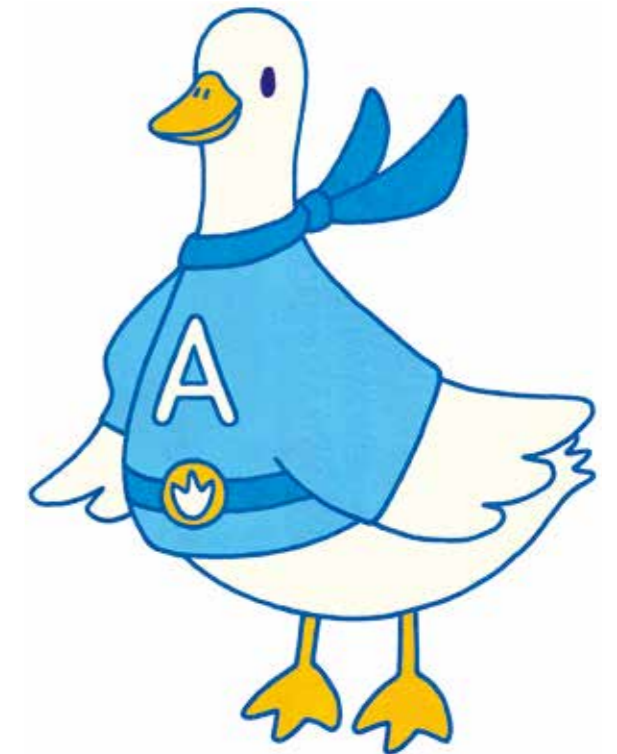


**!** はお客さまに特にご確認  
いただきたい項目です。

2022年4月

## 契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ◇ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。  
この「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」の他、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◇ご契約に際しては、保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(お支払いの対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。



身近なことだから、  
ちゃんと向き合う。  
そのための  
保険でありたい。

**「生きるためのがん保険Days1」はアフラックを引受保険会社とする生命保険です。  
このため預金とは異なり、元本保証はありません。**

### 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「生きるためのがん保険Days1」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「生きるためのがん保険Days1」はアフラックを引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「生きるためのがん保険Days1」の引受保険会社であるアフラックの支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万が一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

- ◇お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」を必ずご確認ください。
- ◇「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。
- ◇「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」は大切に保管してください。
- ◇具体的な保険料は「保険料表」または「設計書」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

くわしくは、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に、ご相談ください。

### 保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)はお客さまとアフラックの保険契約の締結の媒介を行う者で、保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

### お客さまからの相談・照会・苦情等のご連絡先

◆保険に関する相談・照会・苦情等がありましたら、以下の窓口でお受けします。

●生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

アフラックコールセンター **0120-555-027**  
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

(お問い合わせ、お申し込みは)

募集代理店

**MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

**0120-860-777**

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

<https://www.bk.mufig.jp>

◎この「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」にある保障内容等は2022年4月1日現在のものです。  
◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

(商品詳細、ご契約内容等に関するお問い合わせは)  
引受保険会社 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

**Aflac** アフラック  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
<https://www.aflac.co.jp/>



B21A206

No.B21A206

22.04(新)

AF提金ツ-2021-0100 1月27日

募集代理店

**MUFG** 三菱UFJ銀行

引受保険会社

**Aflac** アフラック

この保険の引受保険会社はアフラックです。  
株式会社三菱UFJ銀行はアフラックの募集代理店です。

# がんの治療に幅広く対応する、がん保険・医療保険保 増加傾向にある通院治療や三大治療\*2、さらに緩和ケアや外見の変化

# 有契約件数No.1\*1のアフラックのがん保険。 等にも備えられるがん保険です。



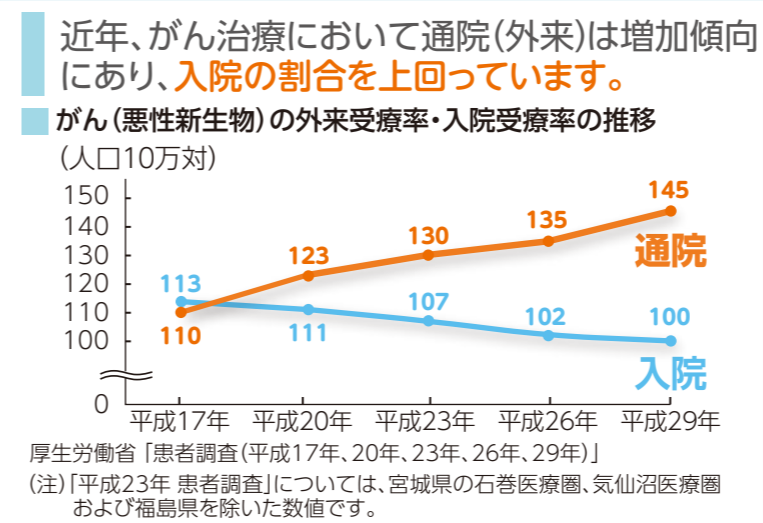
\*1 令和3年版「インシュアランス生命保険統計号」より \*2 三大治療とは手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療を指します。

**特長 1**

**保障範囲が広い!**

三大治療のための**通院**や所定の通院期間中の**通院**を**日数無制限**で保障します

通院への備えの必要性が高まっています!



抗がん剤・ホルモン剤治療は**長期間の通院治療が必要になる**ケースもあり、治療費が高額になる場合があります。

■(計算例)通院による抗がん剤治療を12か月間受け、毎月の治療費について高額療養費制度の適用を受けた場合の**自己負担額**

高額療養費制度の適用を受けた場合の**自己負担額(最低額)**  
(69歳以下、年収約370万円～約770万円の方の場合)

自己負担額(最低額) 80,100円×3ヵ月(1～3ヵ月目) **240,300円**

+

自己負担額(最低額) 44,400円×9ヵ月(4～12ヵ月目) **399,600円**

||

自己負担額合計(最低額) (1～12ヵ月目) **639,900円**

「高額療養費制度を利用される皆さまへ」(厚生労働省)をもとにアフラック作成

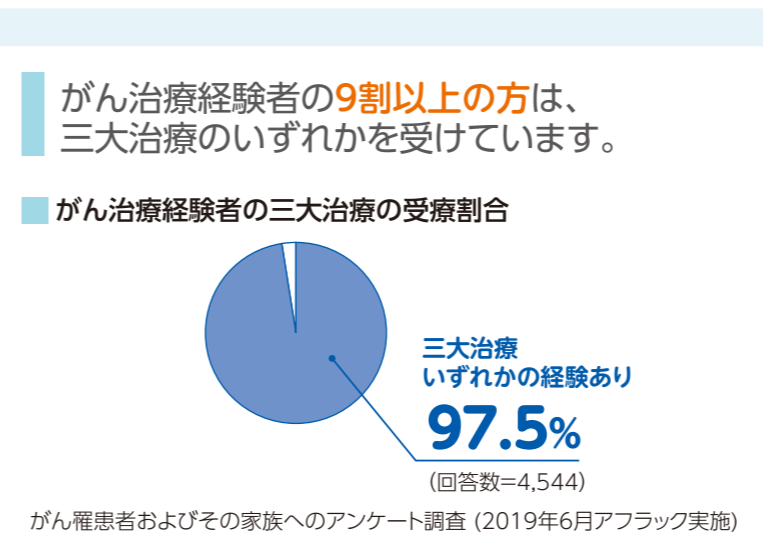
**特長 2**

**入院しなくても!**

三大治療を**しっかり保障**します

(＜手術・放射線治療特約[2018]＞と＜抗がん剤・ホルモン剤治療特約[2018]＞の付加または＜がん治療保障特約＞を付加した場合)

がんの主な治療方法として**三大治療**があります!



**特長 3**

**緩和ケアや外見の変化にも備えることができます**

(＜緩和療養特約＞＜外見ケア特約＞を付加した場合)

精神的・身体的苦痛を和らげたいというご要望にお応えします!

がん治療に取り組みながら、自分らしく生きるための支えとなる**緩和ケアの必要性は高まっています**\*3。

■緩和ケアの30日あたりの自己負担額(例)男性50代 胃がん 年収約370万円～約770万円 3割負担の場合(2020年3月時点)

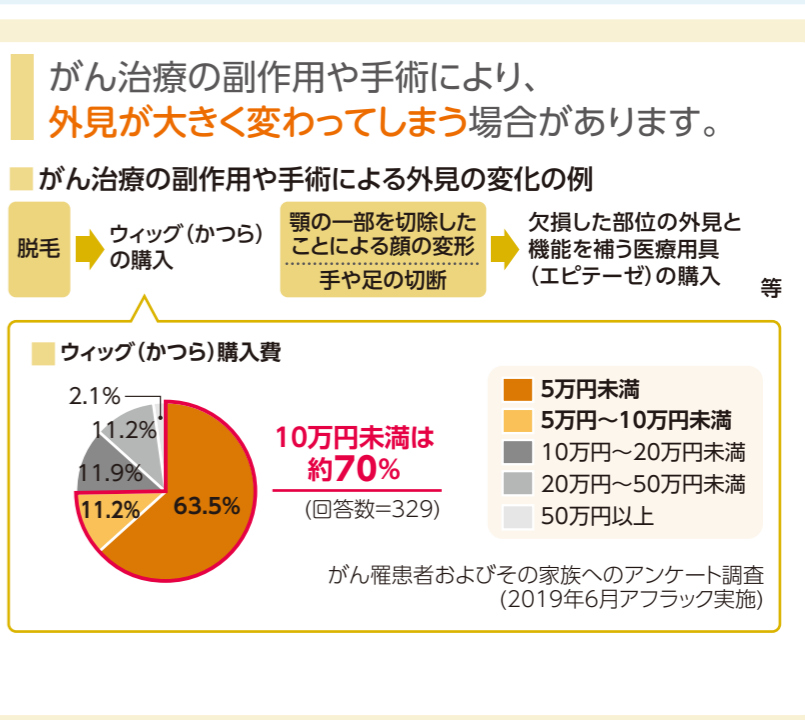
**自宅在宅医療(訪問診療や訪問看護)** **約59,000円**

【内訳】  
●機能強化型在宅療養支援診療所(連携型)からの訪問診療 月2回  
●機能強化型訪問看護ステーションによる24時間対応の訪問看護 週3回(月12回)

**緩和ケア病棟で入院\*4** **高額療養費制度適用後 約134,000円**

【内訳】  
●緩和ケア病棟入院料 30日間入院 52,070円/1日\*5  
●高額療養費の計算 80,100円+(1,562,100円-267,000円)×1%=93,051円  
●食事代460円/1食として計算(460円×3食×30日=41,400円)

(株)ニチイ学館作成



\*3 緩和ケアの推進は、厚生労働省「第3期がん対策推進基本計画」の重点分野に位置づけられた「がんとの共生」の施策の1つとなっています。 \*4 各種加算、差額ベッド代、文書料等の費用は除きます。 \*5 入院31日以上60日以内の期間の場合は1日につき46,540円、61日以上の場合は1日につき34,500円となります。

# がん治療の現状にあわせて、治療費も治療費以外の負担も保障します。

●保障が始まるまで3か月の待ち期間があります。被保険者が死亡したときの死亡保障や高度障害状態になられたときの保険金はありません。  
●保障が始まる日(責任開始日)以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がん等)が給付金のお支払い等の対象となります。  
●支払事由の詳細、給付金等をお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件等、くわしくは「契約概要 P.09~27」  
注意喚起情報 P.28~37 の他「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。  
●具体的な保険料は「保険料表」または「設計書」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

**保障内容** [保険期間：終身(<抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)><女性がん特約(2018)><がん先進医療特約(2018)><外見ケア特約>は10年)]  
入院・通院給付金日額はそれぞれ5,000円から60,000円(満65歳以上の方は45,000円)の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。  
※主契約の診断給付金額と特定診断給付金額の合計額が入院給付金日額の100倍を超える場合、入院給付金日額は20,000円までとなります。  
※記載以外の入院給付金日額等の保障内容については、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

診断給付金の保障を厚くしたい方に

主契約	診断	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	一時金として	診断給付金	対象		入院給付金日額 10,000円コース (診断給付金額200万円の場合)		入院給付金日額 10,000円コース (診断給付金額100万円の場合)		入院給付金日額 5,000円コース*1 (診断給付金額50万円の場合)	
					がん	上皮内新生物	1回限り がんの場合 200万円*2 (入院給付金日額の200倍の場合)	1回限り 上皮内新生物の場合 20万円*2 (入院給付金日額の100倍の場合)	1回限り がんの場合 100万円*2 (入院給付金日額の100倍の場合)	1回限り 上皮内新生物の場合 10万円*2 (入院給付金日額の100倍の場合)	1回限り がんの場合 50万円*2 (入院給付金日額の100倍の場合)	1回限り 上皮内新生物の場合 5万円*2 (入院給付金日額の100倍の場合)
	入院	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	日数無制限	入院給付金	○	○	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円
	通院	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする通院をしたとき(往診を含む)	所定の治療*3のための通院は日数無制限 所定の通院期間*4中は日数無制限	通院給付金	○	○	1日につき 10,000円 (通院給付金日額10,000円の場合)	1日につき 10,000円 (通院給付金日額10,000円の場合)	1日につき 10,000円 (通院給付金日額10,000円の場合)	1日につき 10,000円 (通院給付金日額10,000円の場合)	1日につき 5,000円 (通院給付金日額5,000円の場合)	1日につき 5,000円 (通院給付金日額5,000円の場合)
特定診断給付金	特定診断	初めて「がん」と診断確定されてから2年以内に治療を目的とする入院と所定の通院*5の合計日数が30日に達した場合、または初めて「がん」と診断確定されてから2年以上経過後に「がん」と診断確定されていて、入院または所定の通院*5で治療を受けたとき	一時金として	特定診断給付金	○	—	—	—	1回限り がんの場合 100万円*2 (入院給付金日額の100倍の場合)	1回限り がんの場合 50万円*2 (入院給付金日額の100倍の場合)	—	—
複数回診断給付金	複数回診断	初めて「がん」と診断確定されてから(または前回の複数回診断給付金のお支払いから)2年以上経過後に「がん」と診断確定されていて、入院または所定の通院*5で治療を受けたとき※「上皮内新生物」の場合も同様	2年に1回を限度 回数無制限	複数回診断給付金	○	○	1回につき がんの場合 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回につき 上皮内新生物の場合 10万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回につき がんの場合 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回につき 上皮内新生物の場合 10万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回につき がんの場合 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	1回につき 上皮内新生物の場合 5万円*2 (特約給付金額50万円の場合)
手術・放射線治療	手術	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする手術を受けたとき	一連の手術*6については14日間に1回を限度 回数無制限	手術治療給付金	○	○	1回につき 20万円	1回につき 20万円	1回につき 20万円	1回につき 20万円	1回につき 10万円	1回につき 10万円
	放射線	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする放射線治療を受けたとき	60日に1回を限度 回数無制限	放射線治療給付金	○	○	1回につき 20万円	1回につき 20万円	1回につき 20万円	1回につき 20万円	1回につき 10万円	1回につき 10万円
緩和療養	緩和療養	「がん」による痛みを和らげる治療と緩和ケアのための入院または在宅医療を受けたとき	24回を限度	緩和療養給付金	○	—	治療を受けた月ごとに1回 20万円*2 (入院給付金日額の20倍の場合)	治療を受けた月ごとに1回 20万円*2 (入院給付金日額の20倍の場合)	治療を受けた月ごとに1回 20万円*2 (入院給付金日額の20倍の場合)	治療を受けた月ごとに1回 20万円*2 (入院給付金日額の20倍の場合)	治療を受けた月ごとに1回 10万円*2 (入院給付金日額の20倍の場合)	治療を受けた月ごとに1回 10万円*2 (入院給付金日額の20倍の場合)
抗がん剤・ホルモン剤	抗がん剤 ホルモン剤	「がん」の治療を目的とする抗がん剤治療やホルモン剤治療を受けたとき	入院しなくても	抗がん剤治療給付金 ホルモン剤治療給付金	○	—	治療を受けた月ごとに1回 10万円 更新後の保険期間を含め通算600万円まで	治療を受けた月ごとに1回 5万円 更新後の保険期間を含め通算600万円まで	治療を受けた月ごとに1回 10万円 更新後の保険期間を含め通算600万円まで	治療を受けた月ごとに1回 5万円 更新後の保険期間を含め通算600万円まで	治療を受けた月ごとに1回 5万円 更新後の保険期間を含め通算300万円まで	治療を受けた月ごとに1回 2.5万円 更新後の保険期間を含め通算300万円まで
女性専用	女性特定ケア	「がん」の治療を目的とする、乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	—	女性特定ケア給付金	○	—	—	—	1回につき 20万円	—	—	—
	乳房再建	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	—	乳房再建給付金	○	—	—	—	1回につき 50万円	—	—	—
がん先進医療	先進医療	「がん」の診断や治療で先進医療を受けたとき	入院しなくても	がん先進医療給付金 がん先進医療一時金	○	—	1回につき —	先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額	更新後の保険期間を含め 自己負担した金額と同額	更新後の保険期間を含め 自己負担した金額と同額	更新後の保険期間を含め 自己負担した金額と同額	更新後の保険期間を含め 自己負担した金額と同額
	外見ケア	「がん」の治療により頭髪に脱毛の症状が生じたとき 「がん」の治療を目的とする次の①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	—	外見ケア給付金	○	—	—	—	1回限り 10万円	—	—	—
	特定保険料払込免除特約を付加すると	初めて「がん」と診断確定されてから2年以内に治療を目的とする入院と所定の通院*5の合計日数が30日に達した場合、または初めて「がん」と診断確定されてから2年以上経過後に「がん」と診断確定されていて、入院または所定の通院*5で治療を受けたとき	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—

\*1 入院給付金日額が10,000円未満で、主契約の診断給付金額と特定診断給付金額の合計額が入院給付金日額の100倍を超える場合、<手術・放射線治療特約(2018)>と<抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018)>の付加が必要です。 \*2 給付金額は所定の範囲内で設定いただけます。くわしくは、「契約概要 07 お引き受けの条件 [P.27]」をご確認ください。 \*3 所定の治療とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含まれません)。 \*4 一連の手術については、「契約概要 03 保険料の払込方法・特約の更新等について [P.23~24]」をご確認ください。 \*5 所定の通院とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含まれません)。 \*6 一連の手術については、「契約概要 03 保険料の払込方法・特約の更新等について [P.23~24]」をご確認ください。 \*7 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新について、くわしくは「契約概要 05 保険料の払込方法・特約の更新等について [P.23~24]」をご確認ください。

# 治療給付金でがん治療を幅広く まとめて保障します。

**保障内容** [保険期間：終身(<がん治療保障特約>は10年)]

入院・通院給付金日額はそれぞれ5,000円から60,000円(満65歳以上の方は45,000円)の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。  
※記載以外の入院給付金日額等の保障内容については、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

主契約 (低・無解約払戻金2018) がん保険	対象	給付内容	入院給付金日額 5,000円コース (診断給付金額50万円の場合)		一生 涯保障
			がん	上皮内 新生物	
診断	一時金として	診断給付金	○	○	1回限り がんの場合 <b>50万円</b> *1 (入院給付金日額の100倍の場合)
入院	日数無制限	入院給付金	○	○	1日につき <b>5,000円</b>
通院	所定の 治療*2のための通院は 日数無制限  所定の 通院期間*3中は 日数無制限	通院給付金	○	○	1日につき <b>5,000円</b> (通院給付金日額5,000円の場合)
がん 治療 保障	入院しなくても	治療給付金	○	○	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療、緩和療養を受けたとき <b>治療を受けた月ごとに1回</b>  高額療養費制度の自己負担限度額にあわせて、お選びください。  特約給付金額 10万円の場合 <b>10万円</b> *1 更新後の保険期間を含め通算60回まで



特約

特定診断給付金特約

診断給付金  
複数回支払特約

外見ケア特約

がん先進医療特約

特定保険料  
払込免除特約

- 保障が始まるまで3か月の待ち期間があります。被保険者が死亡したときの死亡保障や高度障害状態になられたときの保険金はありません。
- 保障が始まる日(責任開始日)以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がん等)が給付金のお支払い等の対象となります。
- 支払事由の詳細、給付金等をお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件等、くわしくは [契約概要 P.09~27](#) [注意喚起情報 P.28~37](#) の他「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 具体的な保険料は「保険料表」または「設計書」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

\*1 給付金額は所定の範囲内で設定いただけます。くわしくは、「[契約概要 07](#) お引き受けの条件 [P.27](#)」をご確認ください。 \*2 所定の治療とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。 \*3 所定の通院期間については、「[契約概要 03](#) 給付金のお支払い等 [P.15](#)」をご確認ください。 \*4 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新について、くわしくは「[契約概要 05](#) 保険料の払込方法・特約の更新等について [P.23~24](#)」をご確認ください。

## 高額療養費制度について

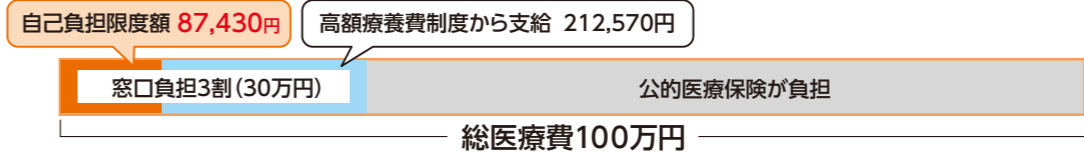
高額療養費制度とは、同一月(1日から末日まで)にかかった公的医療保険制度の対象となる医療費の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

### 69歳以下の場合

所得区分	1ヵ月あたりの自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額*1
① 年収約1,160万円~	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約770万円~約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約370万円~約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ ~年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

例 59歳 男性(所得区分③の場合) 1ヵ月で100万円の医療費がかかった場合

所得区分③なので、80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1% = 87,430円

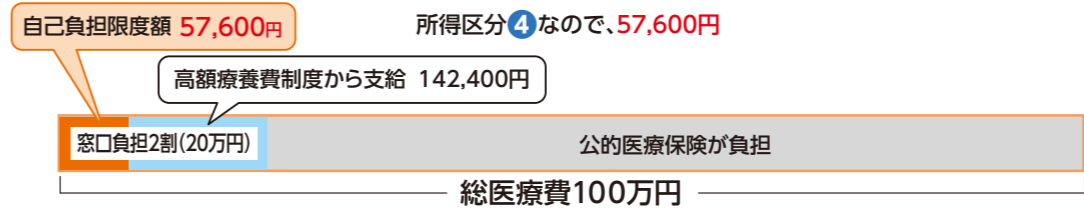


自己負担限度額 **87,430円** ▶ 治療給付金は**10万円**あると安心です。

### 70歳以上の場合

所得区分	1ヵ月あたりの自己負担限度額(世帯ごと)		4回目からの自己負担限度額*1
	外来(個人ごと)		
① 年収約1,160万円~	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
② 年収約770万円~約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
③ 年収約370万円~約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
④ 年収約156万円~約370万円	18,000円 (年144,000円)	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税世帯*2		24,600円	24,600円 (多数回該当なし)
⑥ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)	8,000円	15,000円	15,000円 (多数回該当なし)

例 72歳 女性(所得区分④の場合) 1ヵ月で100万円の医療費がかかった場合



自己負担限度額 **57,600円** ▶ 治療給付金は**6万円**あると安心です。

[高額療養費制度を利用される皆さまへ](厚生労働省)をもとにアフラック作成

\*1 同一世帯で1年間(直近12ヵ月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

\*2 住民税非課税世帯のうち、所得区分⑥に該当しない世帯を指します。

\*2022年1月現在の社会保障制度に基づいて記載しています。くわしくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

# お受け取りいただける給付金例です。[お受取例]

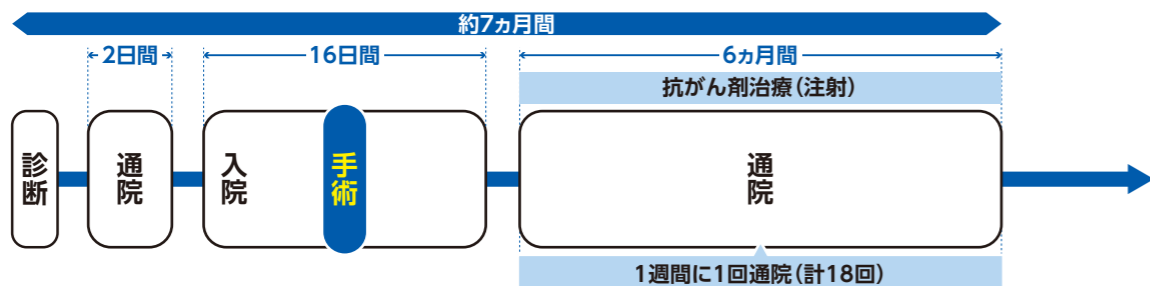
⚠ 支払事由の詳細、給付金等をお支払いできない場合等、くわしくは [契約概要 P.09~27](#) [注意喚起情報 P.28~37](#) の他「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ケース  
1



## 大腸がんのケース

初めてがん(大腸がん)と診断され、検査等のために2日間通院。その後、16日間の入院\*1中に大腸の切除術を受けた。退院後は、1週間に1回の抗がん剤治療(注射)を6週間連続で受け、その後2週間は休薬期間とする治療を通院で6ヵ月(計18回)受けた。



### ご契約例

●主契約+<特定診断給付金特約>+<手術・放射線治療特約>+<抗がん剤・ホルモン剤治療特約>+<がん先進医療特約> 入院給付金日額10,000円コース(診断給付金額および特定診断給付金額100万円、通院給付金日額10,000円の場合)

このようにお受け取りいただけます

- 診断給付金 100万円
- 入院給付金(10,000円×16日) 16万円
- 通院給付金(10,000円×入院前2日+退院後18日) 20万円
- 特定診断給付金(入院(16日)と所定の通院(18日)の合計日数が30日に達したため) 100万円
- 手術治療給付金 20万円
- 抗がん剤治療給付金(治療を受けた月ごとに10万円×6ヵ月) 60万円

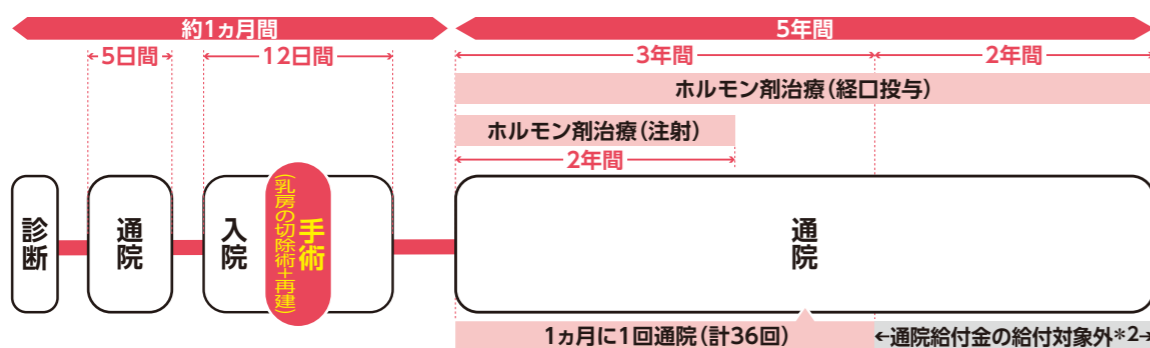
合計金額  
316万円

ケース  
2



## 乳がんのケース

初めてがん(乳がん)と診断され、検査等のために5日間通院。その後、12日間の入院\*1中に乳房切除術と同時に乳房再建術を受けた。退院後は、1ヵ月に1回の通院治療とホルモン剤治療(注射:2年間(3ヵ月に1回)/経口投与:5年間)を受けた。



### ご契約例

●主契約+<特定診断給付金特約>+<手術・放射線治療特約>+<抗がん剤・ホルモン剤治療特約>+<女性がん特約>+<がん先進医療特約> 入院給付金日額5,000円コース(診断給付金額50万円、通院給付金日額5,000円の場合)

このようにお受け取りいただけます

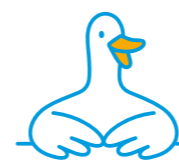
- 診断給付金 50万円
- 入院給付金(5,000円×12日) 6万円
- 通院給付金(5,000円×入院前5日+退院後36日) 20.5万円
- 手術治療給付金 10万円
- ホルモン剤治療給付金(治療を受けた月ごとに2.5万円×60ヵ月) 150万円
- 女性特定ケア給付金 20万円
- 乳房再建給付金 50万円

合計金額  
306.5万円

\*1 厚生労働省「平成29年 患者調査」の実績(平均在院日数)をもとに設定  
\*2 ホルモン剤治療(注射)で最後に通院した日から365日を超える通院であるため、通院給付金の給付対象外となります。  
※記載のお受取例は一例です。治療内容によっては、給付内容が異なる場合があります。

# ご契約後のサービス

「生きるためのがん保険Days1」にご加入いただくとご利用いただけます。



ダックの  
がん治療相談  
サービス

がん治療に関する経済的リスク以外の不安や心配ごとに対しても、しっかりとサポートします。

納得のいく治療を進めるために、病状や治療法についての理解や、生活の不安の解消、心のケア等に役立つサービスを無償でご利用いただけます。

<p>突然のがん告知。何をどうすればいい？ 治療中や治療後に相談できる人がいない…</p> <p>がんに対する幅広い悩み</p>	<p>訪問面談サービス</p> <p>5年以上の臨床経験とがんの知識を持った看護師である「がん患者専門カウンセラー*1」が患者さんやご家族の疑問・悩み等を踏まえて病気の解説等を行い、<b>納得した医療が受けられるようサポートします。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●初回の面談(約2時間) ※面談場所は、病院やご利用者さまの最寄り駅近くの喫茶店等ご自宅以外の公共の場所で事前に相談して決められます。</li> <li>●面談後のフォローコール 2回(1回30分) ※無償の範囲を超えるご利用は、有償となります。</li> </ul>
<p>自分にあった治療や病院とは？ 専門医を紹介してほしい</p> <p>医師・病院選択の悩み</p>	<p>専門医紹介サービス</p> <p>ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)*2</p> <p>専門分野の医師同士による相互評価で選出された「<b>ベストドクターズ</b>」の中から、<b>ご利用者さまに最適な医師</b>を選び、診察受け入れの承認を得てご紹介いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1回につき原則1名を紹介</li> <li>●複数回ご利用可能 ※検査や治療等にかかる費用は、ご利用者さま負担となります。</li> </ul>
<p>医師に言われたとおりの治療法でよいのかな？ 医師の説明がむずかしくてわからない…</p> <p>治療選択の悩み</p>	<p>セカンドオピニオンサービス</p> <p>ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)*2</p> <p>「ベストドクターズ」の中からお紹介する専門医との面談で、<b>診断や治療法等についてのセカンドオピニオン</b>(主治医とは別の医師の意見)を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1回につき原則1名を紹介</li> <li>●複数回ご利用可能</li> <li>●セカンドオピニオン受診費用無料 ※検査や治療等にかかる費用は、ご利用者さま負担となります。</li> </ul>
<p>治療中は何に気をつけて生活したらよいのかな？ 脱毛したらどうしよう</p> <p>治療に伴う生活の悩み</p>	<p>Webセカンドオピニオンサービス</p> <p>Findme®*3</p> <p>診療情報をアップロードし、相談することで、<b>がん専門医のセカンドオピニオンがレポート形式で届くWebサービス</b>です。医療機関を訪問することなく、速やかに情報を取得できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1回につき2レポートまで取得可能</li> <li>●レポート取得にかかる費用無料 ※診療情報提供書の発行および受診された医療機関での診察にかかる費用等はご利用者さま負担となります。</li> </ul>
<p>がん治療に伴う生活情報サービス</p> <p>がん治療に伴う「外見」や「生活面」での<b>変化をサポートする情報を集約した冊子</b>を提供します。なお、ご利用対象のご契約をお持ちでない方も、Webにて同様の情報をご覧いただけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外見とからだのケア</li> <li>●治療中の食事</li> <li>●手術前・後、治療中の生活術</li> <li>●からだを動かす</li> <li>●リフレッシュ・心を養う</li> <li>●コミュニケーション</li> </ul>

\*1 (株)法研独自の呼称です。 \*2 Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。  
\*3 Findme®は、リーズンホワイ(株)の商標です。  
●「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」は(株)法研、「Webセカンドオピニオンサービス」はリーズンホワイ(株)、「がん治療に伴う生活情報サービス」は(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。 ●サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。 ●これらのサービスは、2022年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。  
●その他、詳細につきましては、[アフラックホームページ](#) <https://www.aflac.co.jp/cancerservice/> をご確認ください。

# 契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ず「**注意喚起情報**」「**ご契約のしおり・約款**」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。  
支払事由や制限事項の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのであわせてご確認ください。

## 引受保険会社の名称および住所・連絡先

- ◆引受保険会社:アフラック
- ◆住所:〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
- ◆ホームページアドレス <https://www.aflac.co.jp/>

### お客さまからの相談・照会・苦情等のご連絡先

- ◆生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。  
**アフラックコールセンター 0120-555-027**  
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00
- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ▶▶くわしくは **注意喚起情報 P.37** をご確認ください。

## もくじ

### 特長・仕組み

- 01 「生きるためのがん保険Days1」の特長と仕組み … 10
- 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間等) … 12
- 03 給付金のお支払い等 … 15
- 04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金 … 21





### 保険料・更新等

- 05 保険料の払込方法・特約の更新等について … 23
- 06 保険料お払い込みの流れ … 25

### ご契約のお引き受け

- 07 お引き受けの条件 … 27

### 契約概要で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい項目等を記載しています。		条件等補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語等について記載しています。

## 特長・仕組み

### 01 「生きるためのがん保険Days1」の特長と仕組み

#### 特長1

**がん(悪性新生物)・上皮内新生物を手厚く保障します。**

初めてがん・上皮内新生物と「**診断**」されたときに一時金をお支払いする他、「**入院**」、「**通院**」、「**手術\***」、「**放射線治療\***」、「**抗がん剤治療\***」、「**ホルモン剤治療\***」等についても給付金をお支払いします。

▶▶「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについては **Q&A P.40** をご確認ください。

\* <手術・放射線治療特約>と<抗がん剤・ホルモン剤治療特約>の付加または<がん治療保障特約>を付加した場合

#### 特長2

**保険料払込期間、保険料払込方法、解約払戻金の有無をお選びいただけます。**

保険料払込期間	保険料払込方法	解約払戻金の有無
<ul style="list-style-type: none"> <li>終身払</li> <li>60歳払済</li> <li>65歳払済</li> <li>2年払済</li> <li>10年払済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月払</li> <li>半年払</li> <li>年払</li> <li>前納払</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解約払戻金ありタイプ</li> <li>解約払戻金なしタイプ</li> </ul>

▶▶ 保険料払込期間、解約払戻金の有無について、くわしくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間等)** **P.12~14** をご確認ください。

▶▶ 保険料払込方法について、くわしくは **05 保険料の払込方法・特約の更新等について** **P.23~24** をご確認ください。

次ページへ続く▶

仕組み

「生きるためのがん保険Days1」（以下「Days1」といいます）、および特約には、保障の開始までに3カ月の **待ち期間** があります。



▶▶ **待ち期間** について、くわしくは **注意喚起情報 P.31** をご確認ください。

▶▶ **自動更新** について、くわしくは **05 保険料の払込方法・特約の更新等について P.23~24** をご確認ください。

用語

- 「保険期間の始期の属する日」とは  
「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日  
「責任開始期に関する特約」を付加しない場合、告知日またはアフラックが第1回保険料(前納払の場合、前納保険料)を受け取った日のいずれか遅い日

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間等)

Days1

契約内容は下記のとおりです。保険料払込期間、解約払戻金の有無によって契約年齢が異なります。  
▶▶ 保険料払込期間については、**05 保険料の払込方法・特約の更新等について P.23~24** をあわせてご確認ください。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢	
				解約払戻金ありタイプ	解約払戻金なしタイプ
生きるためのがん保険Days1	主契約 がん保険 【低・無解約 払戻金2018】	終身	終身払	0歳~満70歳	0歳~満85歳
			60歳払済	0歳~満50歳	
			65歳払済	0歳~満40歳	0歳~満55歳
			2年払済	0歳~満65歳	0歳~満85歳
			10年払済	0歳~満55歳	0歳~満85歳

次ページへ続く▶

<特約>

各特約は、「Days1」の保険料払込期間や解約払戻金の有無によって契約年齢が異なります。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	[Days1]の保険料払込期間	契約年齢	
					解約払戻金ありタイプ	解約払戻金なしタイプ
特定診断給付金特約	特定診断給付金特約	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
診断給付金複数回支払特約	診断給付金複数回支払特約 [2018]	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
手術・放射線治療特約	手術・放射線治療特約 [2018]	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
緩和療養特約	緩和療養特約	終身	終身払	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満50歳	
			65歳払済	65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
			2年払済	2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
			10年払済	10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
がん治療保障特約*1	がん治療保障特約	10年*2*3	10年*3	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	抗がん剤・ホルモン剤治療特約 [2018]	10年*2*3	10年*3	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
女性がん特約	女性がん特約 [2018]	10年*2*3	10年*3	終身払	満15歳～満70歳	
				60歳払済	満15歳～満50歳	
				65歳払済	満15歳～満40歳	満15歳～満55歳
				2年払済	満15歳～満65歳	満15歳～満70歳
				10年払済	満15歳～満55歳	満15歳～満70歳
がん先進医療特約	がん先進医療特約 [2018]	10年*2*3	10年*3	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
外見ケア特約	外見ケア特約	10年*2*3	10年*3	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳
特定保険料払込免除特約	特定保険料払込免除特約	主契約の保険料払込期間と同一*4	—	終身払	0歳～満70歳	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満50歳	
				65歳払済	0歳～満40歳	0歳～満55歳
				2年払済	0歳～満65歳	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満55歳	0歳～満85歳

- \*1 <がん治療保障特約>を付加する場合、<手術・放射線治療特約><緩和療養特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><女性がん特約>を付加することはできません。
  - \*2 自動更新により、保障を継続することができます。
  - \*3 主契約の保険料払込期間が2年払済の場合、ご契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。
  - \*4 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済で、<がん治療保障特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><女性がん特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>が更新可能な場合、保険期間は終身となります。
- ▶▶ 特約の更新について、くわしくは **05 保険料の払込方法・特約の更新等について** **P.23~24** をご確認ください。

特約のみをお申し込みいただくことはできません。

・<特定診断給付金特約><診断給付金複数回支払特約><がん治療保障特約><特定保険料払込免除特約>を中途付加することはできません。主契約と同時に申し込みください。

・主契約の保険料払込期間が2年払済・10年払済の場合、すべての特約を中途付加することはできません。

・被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加して割り増しされた保険料をお払いいただくことで、ご契約をお引き受けできる場合があります。

▶▶ くわしくは **注意喚起情報 P.29** をご確認ください。

- **保険料払込免除**  
 <特定保険料払込免除特約>を付加すると、「がん」で所定の状態になった場合、以後の主契約・特約の保険料のお払い込みが免除となります。  
 ▶▶ くわしくは、**03 給付金のお支払い等** **P.19~20**、および **しおり** 「特定保険料払込免除特約」について をご確認ください。

- **「指定代理請求特約」(代理人による請求)について**  
 給付金等の受取人が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金等の受取人に代わって請求できます。  
 ▶▶ くわしくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

- **「責任開始期に関する特約」について**  
 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が保険期間の始期の属する日となります。なお、「Days1」および特約には、保険期間の始期の属する日から保障の開始までに3カ月の **待ち期間** があります。  
 ▶▶ 保障の開始について、くわしくは **注意喚起情報 P.31** をご確認ください。



# 03 給付金のお支払い等

▶▶ 参照 **しおり** 「生きるためのがん保険Days1」について

具体的な支払額については「パンフレット(P.03～05)」または「設計書」をご確認ください。  
 下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称	主契約・特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
				がん	上皮内新生物			
生きるためのがん保険Days1	主契約 がん保険(低・無解約払戻金2018)	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>がんの場合：診断給付金額</li> <li>上皮内新生物の場合：診断給付金額の<b>10%</b></li> </ul>	がん・上皮内新生物それぞれ保険期間を通じ1回限り	—
		入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	○	○	1日につき入院給付金日額	支払日数は無制限	同一の日に2回以上入院した場合は、1回分のみ支払います。 <b>支払対象</b> 厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院も支払います。 <b>支払対象外</b> 治療処置を伴わない検査、美容上の処置等のための入院
		通院給付金	次の①②いずれかの通院をしたとき(往診を含む) <b>①所定の治療のための通院</b> 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする ・手術 ・放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・抗がん剤治療(経口投与を除く) ・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のために通院をしたとき <b>②所定の通院期間(用語)中の通院</b> 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする通院をしたとき	○	○	1日につき通院給付金日額	支払日数は無制限	<b>通院給付金共通</b> ・入院給付金が支払われる日については、 <b>通院給付金は支払われません。</b> ・同一の日に2回以上通院した場合は、1回分のみ支払います。 ・①②両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。 <b>支払対象外</b> 薬の受け取りのみの場合等 <b>①所定の治療のための通院</b> 共通 <b>支払対象</b> 治療を受けた時点で <b>先進医療</b> に該当する治療を目的として通院する場合で、「 <b>①所定の治療のための通院</b> 」に該当したとき ▶▶ 先進医療については <b>Q&amp;A P.40</b> をご確認ください。 手術 <b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)のための通院 放射線治療 <b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院 支払対象外 血液照射 抗がん剤治療 <b>支払対象</b> 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院 支払対象外 経口投与による抗がん剤治療のための通院 ホルモン剤治療 <b>支払対象</b> 厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院 支払対象外 経口投与によるホルモン剤治療のための通院 <b>②所定の通院期間中の通院</b> <b>支払対象</b> 抗がん剤やホルモン剤の経口投与のための通院
特定診断給付金特約	特定診断給付金特約	特定診断給付金	次の①②いずれかに該当したとき <b>①</b> 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内に次の(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする <b>所定の通院*</b> の通院日数 <b>②</b> 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、次の(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または <b>所定の通院*</b> をしていること	○	—	特約給付金額	保険期間を通じ1回限り	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院を同一の日に2回以上した場合は、入院日数は<b>重複して算定しません。</b></li> <li>通院を同一の日に2回以上した場合は、通院日数は<b>重複して算定しません。</b></li> <li>入院をした日に通院をした場合には、通院日数は<b>算定しません。</b></li> </ul> <b>支払対象</b> 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または <b>所定の通院*</b> をした場合
診断給付金複数回支払特約	診断給付金複数回支払特約(2018)	複数回診断給付金	<b>「がん」の場合</b> <b>初回</b> 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、次の①および②に該当したとき <b>①</b> 「がん」と診断確定されていること <b>②</b> 「がん」の治療を目的とする入院または <b>所定の通院*</b> をしていること <b>2回目以降</b> 前回の「がん」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき <b>「上皮内新生物」の場合</b> <b>初回</b> 初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、次の①および②に該当したとき <b>①</b> 「上皮内新生物」と診断確定されていること <b>②</b> 「上皮内新生物」の治療を目的とする入院または <b>所定の通院*</b> をしていること <b>2回目以降</b> 前回の「上皮内新生物」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき	○	○	1回につき ・がんの場合：特約給付金額 ・上皮内新生物の場合：特約給付金額の <b>10%</b>	・がん、上皮内新生物それぞれ2年に1回を限度 ・支払回数は無制限	<b>支払対象</b> 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または <b>所定の通院*</b> をした場合 (例) 「がん」と診断確定 → 2年経過 → <b>お支払い</b> (診断給付金をお支払い) → 入院または <b>所定の通院*</b> → 「がん」の存在が確認されていること
								<b>支払対象</b> 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年経過する前に、がん治療のための入院を開始し、2年経過後も「がん」が存在し、継続入院している場合 (例) 「がん」と診断確定 → 2年経過 → <b>お支払い</b> (診断給付金をお支払い) → 入院 → 「がん」の存在が確認されていること

\* 次の①②③いずれかの通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。①手術のための通院 ②放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療のための通院(経口投与を除く)

次ページへ続く▶

**用語**

●「所定の通院期間」とは  
 次の①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間

「がん」の場合	①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内新生物」の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット(P.03~05)」または「設計書」をご確認ください。  
 下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称	特約名称	給付金	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
				がん	上皮内新生物			支払対象	支払対象外
手術・放射線治療特約	手術・放射線治療特約(2018)	手術治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の手術を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>一連の手術 <b>用語</b> については14日間に1回を限度</li> <li>支払回数は無制限</li> </ul>	<b>2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類のみ支払います。</b> <b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)	<b>支払対象外</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>診断・検査(生検・腹腔鏡検査等)のための手術等</li> <li>先進医療に該当する場合</li> </ul>
		放射線治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	○	○	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>60日に1回を限度</li> <li>支払回数は無制限</li> </ul>	<b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む)</li> <li>体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療</li> </ul>	<b>支払対象外</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>血液照射</li> <li>放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射等による投与</li> <li>放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることとなった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内に受けた診療行為」</li> <li>先進医療に該当する場合</li> </ul>
緩和療養特約	緩和療養特約	緩和療養給付金	「がん」により次の①②③いずれかに該当したとき ①がん性疼痛緩和を目的とする所定の疼痛緩和薬または神経ブロックが使用された入院または通院をしたとき ②がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的とする所定の緩和ケア病棟へ入院をしたとき ③がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的とする所定の在宅医療を受けたとき	○	—	治療を受けた月ごとに特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療を受けた月ごとに1回を限度</li> <li>保険期間を通じ24回まで</li> </ul>	<b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院</li> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院</li> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療</li> </ul>	<b>支払対象外</b> 疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合
がん治療保障特約	がん治療保障特約	治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする次の①②③④いずれかを受けたとき ①所定の手術 ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④所定の緩和療養	○	○	治療を受けた月ごとに特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療を受けた月ごとに1回を限度*1</li> <li>更新後の保険期間を含め60回まで</li> </ul>	<b>手術</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術および「輸血料の算定対象」として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)</li> <li><b>支払対象外</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>診断・検査(生検・腹腔鏡検査等)のための手術等</li> <li>先進医療に該当する場合</li> </ul> </li> </ul>	<b>放射線治療</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む)</li> <li>体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療</li> </ul> </li> <li><b>支払対象外</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>血液照射</li> <li>先進医療に該当する場合</li> </ul> </li> </ul>
				<b>抗がん剤治療・ホルモン剤治療</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>支払対象</b> 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む)                              ※支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。</li> <li><b>支払対象外</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療</li> <li>先進医療に該当する場合</li> </ul> </li> </ul>	<b>緩和療養</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院</li> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院</li> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療</li> </ul> </li> <li><b>支払対象外</b> 疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合</li> </ul>				
				支払事由に該当する月に <b>投薬を2種類以上受けた場合は、支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみ支払います。</b>		<b>支払対象</b> 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。	<b>支払対象外</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療</li> <li>先進医療に該当する場合</li> </ul>		
				更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術：1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術：1回 ・卵巣全摘出術：1卵巣につき1回ずつ		更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>両側の乳房観血切除術を同時に受けた場合、給付金の<b>重複支払いはありません。</b></li> <li>両側の卵巣全摘出術を同時に受けた場合、給付金の<b>重複支払いはありません。</b></li> <li>乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち<b>2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金を支払います。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断および検査のための手術</li> <li>両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術</li> </ul>	
更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ		両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金の <b>重複支払いはありません。</b>	両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術	両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金の <b>重複支払いはありません。</b>	両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術				

\*1 同一の手術を複数回受けた場合(一連の手術)のお取り扱い、および放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を複数回受けた場合のお取り扱い  
 \*2 ホルモン剤治療(乳がん・前立腺がんの場合)における給付金額

は、<手術・放射線治療特約>とは異なります。

次ページへ続く▶

用語

●「一連の手術」とは  
 次の①②の**両方に該当する手術**のこと  
 ① 同一の手術を複数回受けた場合  
 ② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合  
 例：肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法等(2022年3月現在)

▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット(P.03~05)」または「設計書」をご確認ください。  
 下記「支払事由の詳細／制限の例」「免除事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称	特約名称	給付金等	支払事由	支払対象		支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
				がん	上皮内新生物			支払対象外	支払対象
がん先進医療特約	がん先進医療特約 [2018]	がん先進医療給付金 がん先進医療一時金	「がん」の診断や治療を目的とする所定の先進医療を受けたとき ▶▶ 先進医療については <a href="#">Q&amp;A P.40</a> をご確認ください。	○	—	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで	支払対象外	医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
				○	—	1回につき 15万円	1年間に1回を限度	支払対象	がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき
外見ケア特約	外見ケア特約	外見ケア給付金	「がん」の治療を原因として、頭髪に脱毛の症状が生じたときと医師に診断されたとき 「がん」の治療を目的とする次の①②いずれかの手術を受けたとき ① 顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ② 手指または足指の第一関節以上の切断術（四肢切断術を含む）	○	—	10万円	更新後の保険期間を含め、 1回限り	支払対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>「顔または頭部」には「頸部」は含みません。</li> <li>「顔または頭部」と「頸部」の境界は、前面と側面は下顎底、下顎角より後方は左右の下顎角を頸部後方で結んだ線とし、耳下腺、舌下腺、顎下腺、口腔、舌、上咽頭、中咽頭、鼻腔、副鼻腔等は「顔または頭部」に含みます。</li> <li>下咽頭、喉頭、甲状腺、気管、食道等は「頸部」にあたるため、「顔または頭部」には含みません。</li> </ul>
				○	—	20万円	更新後の保険期間を含め、 ①②それぞれ1回ずつ		

販売名称	特約名称	保障内容	免除事由	免除対象		免除事由の詳細／制限の例
				がん	上皮内新生物	
特定保険料	特定保険料	保険料	次①②いずれかに該当したとき ① 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内に次の(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a) 「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b) 「がん」の治療を目的とする所定の通院*の通院日数 ② 初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、次の(a)および(b)に該当したとき (a) 「がん」と診断確定されていること (b) 「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院*をしていること	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院を同一の日に2回以上した場合は、入院日数は<b>重複して算定しません。</b></li> <li>通院を同一の日に2回以上した場合は、通院日数は<b>重複して算定しません。</b></li> <li>入院をした日に通院をした場合には、通院日数は<b>算定しません。</b></li> <li>保険料払込免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の<b>契約応当日</b> <a href="#">用語</a> 以後の主契約および特約の保険料(更新後の特約の保険料を含む)のお払い込みを免除します。 <b>➕補足</b></li> </ul>
払込免除特約	特定保険料払込免除特約	保険料払込免除		免除対象		初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または所定の通院*をした場合

\* 次の①②③いずれかの通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。 ① 手術のための通院 ② 放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ③ 抗がん剤治療のための通院(経口投与を除く)

➕補足

<特定保険料払込免除特約>を付加すると「がん」で所定の状態になった場合、以後の主契約および特約の保険料のお払い込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合の保険料率が適用されるため、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。  
 ※ <特定保険料払込免除特約>を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も<特定保険料払込免除特約>を付加した保険料となります。  
 ※ 保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、<特定保険料払込免除特約>を解約することができます。解約後の保険料は<特定保険料払込免除特約>を付加していない場合の保険料となります。

用語

- 「契約応当日」とは  
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

## 特約の消滅

下記の場合、特約は消滅します。

特定診断給付金特約	特定診断給付金が支払われたとき
緩和療養特約	支払限度に達したとき
がん治療保障特約	支払限度に達したとき
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	支払限度に達したとき
女性がん特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付金のすべての支払限度に達したとき</li> <li>支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、アフラックにご連絡ください)</li> </ul>
がん先進医療特約	支払限度に達したとき
外見ケア特約	支払限度に達したとき

▶ 前ページからの続き

解約払戻金なしタイプの場合	解約払戻金	<p>&lt;終身払&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解約払戻金はありません。</li> </ul> <p>&lt;60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。</li> <li>保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金があります。</li> </ul>
	死亡返還金	<p>&lt;終身払&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡返還金はありません。</li> </ul> <p>&lt;60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険料払込期間中は、死亡返還金はありません。</li> <li>保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額の死亡返還金があります。</li> </ul> <p>※保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)の属する日から3年以内に被保険者が自殺した場合等、死亡返還金をお支払いできない場合があります。</p> <p>▶▶くわしくは「<b>ご契約のしおり・約款</b>」をご確認ください。</p>

※上記の他に、未経過保険料等がある場合はお返しします。

※解約払戻金・死亡返還金のお支払いには、契約者からのご請求が必要となります。

## 04 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

- 被保険者が死亡した後の解約はお取り扱いしません。被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅します。ただし、死亡返還金がある場合は死亡返還金をお支払いします。
- 契約者に対する貸付制度はありません。

### 契約者配当金

「Days1」および特約には、**契約者配当金がありません。**

### 解約払戻金・死亡返還金

「Days1」の解約払戻金・死亡返還金のお支払いについては、下記のとおりです。**特約には解約払戻金・死亡返還金がありません。**

解約払戻金ありタイプの場合	解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> <li>解約払戻金は低く設定しており、解約払戻金の割合は低く設定しない場合の70%(低解約払戻金割合)となります(既払込保険料に対する割合ではありません)。</li> <li>契約年齢・性別・経過年数等によって、アフラック所定の解約払戻金をお支払いします。</li> <li>契約後短期間で解約した場合、解約払戻金は全くないか、あるとしてもごくわずかです。また、解約払戻金は経過年数によって増加しますが、一定期間経過後は減少していきます。</li> </ul>
	死亡返還金	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が死亡した場合、経過年数に応じた死亡返還金をお支払いします。なお、死亡返還金は入院給付金日額の10倍を下回らないものとします。</li> <li>※保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)の属する日から3年以内に被保険者が自殺した場合等、死亡返還金をお支払いできない場合があります。</li> <li>▶▶くわしくは「<b>ご契約のしおり・約款</b>」をご確認ください。</li> </ul>

▶ 次ページへ続く

## 05 保険料の払込方法・特約の更新等について

保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。具体的な保険料については「**保険料表**」または「**設計書**」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

### 払込期間

「Days1」の保険料の払込期間には、「**終身払**」「**60歳払済**」「**65歳払済**」「**2年払済**」「**10年払済**」があります。

### 払込方法

保険料の払込方法には、「**月払**」「**半年払**」「**年払**」「**前納払**」があります。

#### 「前納払」について

「前納払」のお取り扱いについては下記の表をご確認ください。

※下記の表に記載の「更新のある特約」とは、<女性がん特約><がん治療保障特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>のことをいいます。

前納払	保険料払込期間	ご確認ください
<ul style="list-style-type: none"> <li>全期前納払</li> <li>前納払(2年間・10年間)</li> </ul>	2年払済 10年払済	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年間分または10年間分の保険料を、ご契約時にまとめてお支払いいただくお取り扱いです。</li> <li>&lt;更新のある特約を付加しない場合&gt;</li> <li>●「全期前納払」となります。</li> <li>&lt;更新のある特約を付加する場合&gt;</li> <li>●「前納払(2年間・10年間)」となります。更新のある特約の保険料は、前納払(2年間)の場合は3年目以降、前納払(10年間)の場合は11年目以降もお支払いが必要となります。</li> </ul>

▶▶ 保険料払込期間については、**02 契約内容(保険期間、保険料払込期間等)** (P.12~14)をあわせてご確認ください。

#### 補足

保険料払込期間が終身払・60歳払済・65歳払済の場合、前納払のお取り扱いはありません。

### 特約の更新

下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2ヵ月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。また、<女性がん特約><がん治療保障特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金額や回数を通算して判定します。

▶▶ くわしくは **しおり 特約の更新について** をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
女性がん特約	満70歳以下	10年*	保険料のお支払いが免除されている場合でも、更新できます。
	満71歳~満79歳	80歳満期	
	満80歳	更新できません	
がん治療保障特約	満85歳以下	10年*	<ul style="list-style-type: none"> <li>満86歳~満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。</li> <li>保険料のお支払いが免除されている場合でも、更新できます。</li> </ul>
抗がん剤・ホルモン剤治療特約			
がん先進医療特約			
外見ケア特約			

\* 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。**特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお支払いは年払となります。月払・半年払でご契約の場合、お払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外のお払込方法もお取り扱いいたします。

次ページへ続く▶

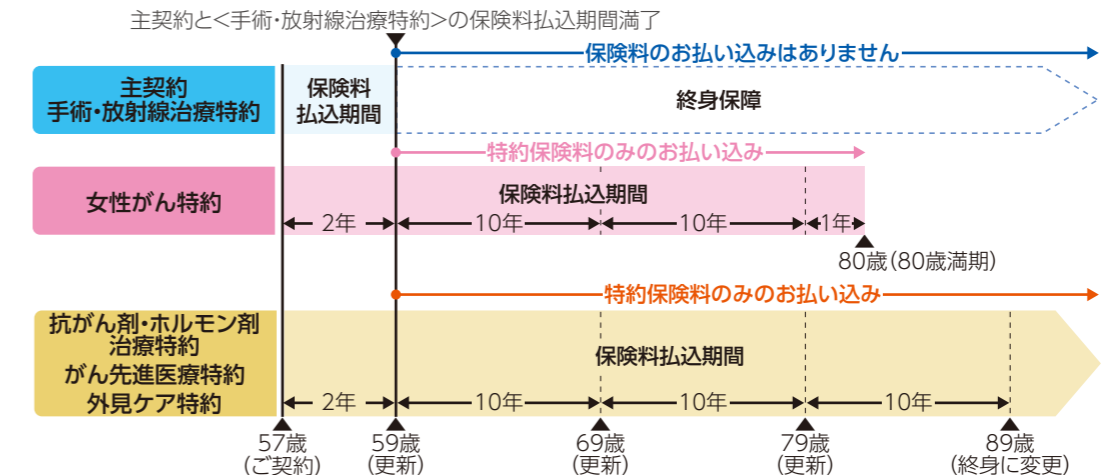
▶ 前ページからの続き

### 主契約・特約の保険料払込期間と、更新のある特約の更新後の保険料のお支払いについて

主契約の保険料払込期間	主契約・特約の保険料のお支払いについて	
	●主契約 ●更新のない特約 <特定診断給付金特約> <診断給付金複数回支払特約> <手術・放射線治療特約> <緩和療養特約>	更新のある特約* <女性がん特約> <がん治療保障特約> <抗がん剤・ホルモン剤治療特約> <がん先進医療特約> <外見ケア特約>
終身払	定額の保険料を終身にわたってお支払いいただけます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料払込期間は10年です。</li> <li>●10年ごとに更新があり、更新日から更新後の保険期間満了日まで特約保険料をお支払いいただけます。</li> </ul>
60歳払済 65歳払済	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60歳または65歳まで保険料をお支払いいただけます。</li> <li>●満60歳または満65歳の<b>誕生日以降に迎える最初の年単位の契約当日</b>から保険料の負担がなくなります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料払込期間は10年です。</li> <li>●10年ごとに更新があり、更新日から更新後の保険期間満了日まで特約保険料をお支払いいただけます。</li> <li>●主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。</li> </ul>
2年払済 10年払済	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2年間または10年間にわたって保険料をお支払いいただけます。</li> <li>●契約日から<b>2年後または10年後の年単位の契約当日</b>から保険料の負担がなくなります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約時の保険料払込期間(および保険期間)は、<b>主契約の保険料払込期間満了日までとなり</b>ます。</li> <li>●主契約の保険料払込期間満了後は、10年ごとに更新があり更新日から更新後の保険期間満了日まで特約保険料をお支払いいただき継続できます。</li> </ul>
全期前納払	2年間分または10年間分の保険料を、ご契約時にまとめてお支払いいただけます。	更新のある特約を付加した場合のお取り扱いはありません。
前納払		<ul style="list-style-type: none"> <li>●主契約の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお支払いいただけます。</li> <li>●ご契約時の保険料払込期間(および保険期間)は、<b>主契約の保険料払込期間満了日までとなり</b>ます。</li> <li>●主契約の保険料払込期間満了後は、10年ごとに更新があり更新日から更新後の保険期間満了日まで特約保険料をお支払いいただき継続できます。</li> </ul>

\* 保険料のお支払いが免除された特約は、更新後も保険料のお支払いは不要です。

【例】57歳の女性が「Days1」に<手術・放射線治療特約><女性がん特約><抗がん剤・ホルモン剤治療特約><がん先進医療特約><外見ケア特約>を付加して2年払済でご契約の場合



#### 補足

- ご契約時にまとめてお支払いいただいた保険料(前納保険料)は、毎年の年単位の契約当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- 年払・半年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡等により保険料のお支払いが不要となった場合には、年払保険料・半年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。
- 前納払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡等により保険料のお支払いが不要となった場合には、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
- 前納払は、貯蓄型のプランではありません。したがって満期保険金等はなく、解約された場合もお返しする解約払戻金や未経過保険料等は、前納保険料を下回りますのでご注意ください。
- 前納払の場合、保険料払込期間が満了するまで給付金等の減額等は制限されます。

# 06 保険料お払い込みの流れ

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払いについて

お申し込みから保険料お払い込みの流れは、払込方法により異なります。なお、**保障の開始までには3カ月の「待ち期間」があります。**

▶▶ 保障の開始について、くわしくは **注意喚起情報 P.31** をご確認ください。  
次に記載以外の例についてはお問い合わせください。

## 「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ

### 終身払・払済

★**契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日（この日の満年齢で保険料が決まります）

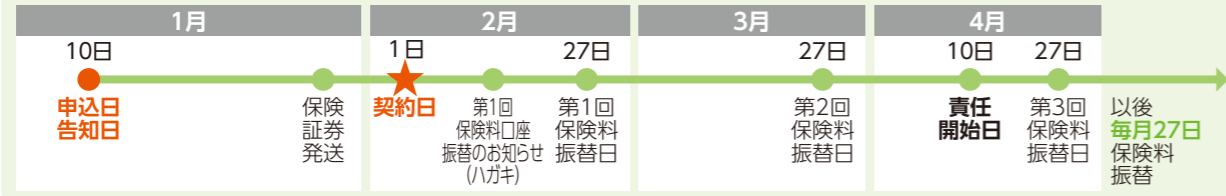
●保険料の払込経路は次の2種類からお選びいただけます。

#### 1 第1回保険料より、契約者の指定口座からの自動振替によるお払い込み

●保険料振替日は振替月の27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

※ご契約の途中でクレジットカードでのお払い込みに変更できます。

(月払の例) 申込日・告知日が1月10日の場合



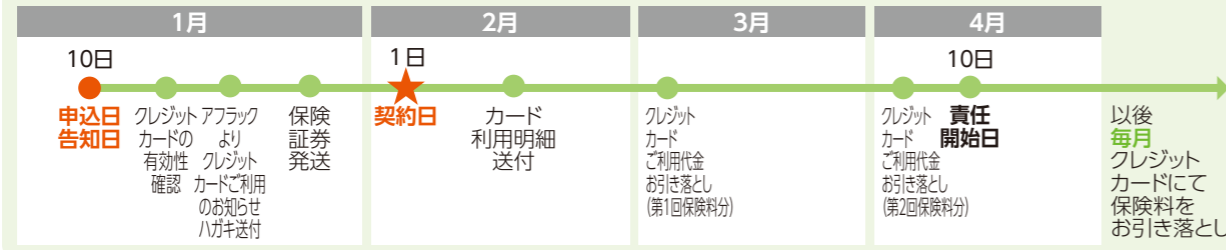
※お申し込みの時期等によっては、初回の保険料振替の際に2ヵ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にて、ご確認ください。

#### 2 第1回保険料より、契約者のクレジットカードでのお払い込み

●保険料は「カード利用明細」送付月の月末までにカード会社から払い込まれます。その翌月のカード会社所定の日にカード利用代金として指定口座よりお引き落としされます。

※ご契約の途中で口座からの自動振替によるお払い込みに変更できます。

(月払の例) 申込日・告知日が1月10日の場合



※前納払は「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のみのお取り扱いとなります。  
くわしくは、**P.26** をご確認ください。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

## 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払い込みの流れ

### 終身払・払済の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌月1日（この日の満年齢で保険料が決まります）

●第1回保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただけます。

●第2回以降の保険料の払込経路は次の2種類からお選びいただけます。

#### A. 契約者の指定口座からの自動振替によるお払い込み

●保険料振替日は振替月の27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。  
※ご契約の途中でクレジットカードでのお払い込みに変更できます。

(月払の例) 告知日が1月10日、アフラックが第1回保険料を受け取った日が1月12日の場合

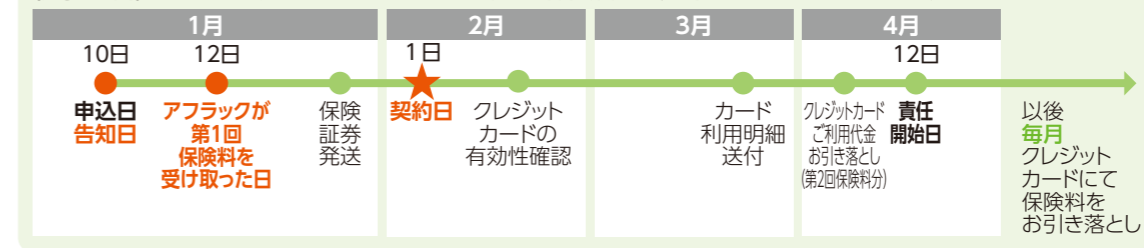


#### B. 契約者のクレジットカードでのお払い込み

●保険料は「カード利用明細」送付月の月末までにカード会社から払い込まれます。その翌月のカード会社所定の日にカード利用代金として指定口座よりお引き落としされます。

※ご契約の途中で口座からの自動振替によるお払い込みに変更できます。

(月払の例) 告知日が1月10日、アフラックが第1回保険料を受け取った日が1月12日の場合



### 前納払の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日（この日の満年齢で保険料が決まります）

●前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただけます。

(例) 告知日が1月10日、アフラックが前納保険料を受け取った日が1月12日の場合



#### 補足

- 契約日までにお誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。
- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。  
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- クレジットカードでのお払い込みの場合、カード利用明細の送付時期はカード会社によって異なります。
- 保険料の払込経路には、上記の他に、「勤務先等の団体や集団を通じてのお払い込み(団体取扱特約・準団体取扱特約・集団取扱特約・特別集団取扱特約、以下「団体取扱」)」があります。団体取扱はお申込時のお取り扱いがありませんが、ご契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的なお手続きについては、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

## 07 お引き受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。
- 被保険者の健康状態等によってはお申し込みをお引き受けできない場合があります。そのような場合はアフラックよりご連絡します。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申し込みいただけません。
- 被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割り増しして、ご契約をお引き受けする場合があります。
- 下記の契約の限度の他、被保険者お1人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。  
一部の通算限度については下記に記載していますが、くわしくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

	主契約・特約名称	契約の限度
がん保険Days1	主契約 がん保険 〔低・無解約払戻金 2018〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診断給付金額(がんの場合の給付金額) 特定診断給付金額と合計して以下の額まで(10万円*1以上、5万円単位)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院給付金日額が20,000円以下の場合、入院給付金日額の200倍</li> <li>・入院給付金日額が20,000円を超える場合、入院給付金日額の100倍</li> </ul> </li> <li>● 入院給付金日額 1契約につき、60,000円*2*3まで(5,000円以上、1,000円単位) ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで</li> <li>● 通院給付金日額 1契約につき、60,000円まで(5,000円以上、1,000円単位) ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで</li> </ul>
特定診断給付金特約	特定診断給付金特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主契約の診断給付金額と合計して以下の額まで(10万円*1以上、5万円単位)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院給付金日額が20,000円以下の場合、入院給付金日額の200倍</li> <li>・入院給付金日額が20,000円を超える場合、入院給付金日額の100倍</li> </ul> </li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>
複数回支払診断給付金特約	診断給付金 複数回支払特約 〔2018〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主契約の診断給付金額と同額または100万円のいずれか小さい額</li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>
手術・放射線治療特約	手術・放射線治療特約 〔2018〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院給付金日額の20倍(固定)</li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>
緩和療養特約	緩和療養特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院給付金日額の20倍または20万円のいずれか小さい額まで(2.5万円以上、2.5万円単位)</li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>
がん治療保障特約	がん治療保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特約給付金額 1契約につき、20万円まで(5万円以上、1万円単位) ※&lt;がん治療保障特約&gt;を付加する場合、&lt;手術・放射線治療特約&gt;&lt;緩和療養特約&gt;&lt;抗がん剤・ホルモン剤治療特約&gt;&lt;女性がん特約&gt;を付加することはできません。</li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>
抗がん剤・ホルモン剤治療特約	抗がん剤・ホルモン剤治療特約 〔2018〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特約給付金額(乳がん・前立腺がんのホルモン剤治療の場合の給付金額) 入院給付金日額の5倍 ※入院給付金日額20,000円以上でご契約の場合、特約給付金額は一律10万円</li> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>
女性がん特約	女性がん特約 〔2018〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> <li>※アフラックの女性の手術に関する特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。</li> </ul>
がん先進医療特約	がん先進医療特約 〔2018〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> <li>※アフラックの先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。</li> </ul>
外見ケア特約	外見ケア特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1契約につき、1特約のみ</li> </ul>

\*1 主契約の診断給付金額と特定診断給付金額を合計して50万円が最低限度額となります。  
\*2 主契約の診断給付金額と特定診断給付金額の合計額が入院給付金日額の100倍を超える場合、入院給付金日額は20,000円までとなります。  
\*3 入院給付金日額が10,000円未満で、主契約の診断給付金額と特定診断給付金額の合計額が入院給付金日額の100倍を超える場合、<手術・放射線治療特約>と<抗がん剤・ホルモン剤治療特約>の付加または<がん治療保障特約>の付加が必要です。

## 注意喚起情報

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意**いただきたい事項や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。





- 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…………… 29
- 05 給付金等をお支払いできないことがあります。…………… 32
- 08 解約払戻金の有無は保険種類等によって異なります。…………… 34 等

- 2 ご契約に際しては「**契約概要**」の他、ご契約に関するとりきめをくわしく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

## もくじ

<b>ご契約に際して</b>	<b>ご契約の解約・乗り換え・見直し</b>
01 反社会的勢力に該当する場合 …………… 29	08 解約と解約払戻金 …………… 34
02 告知義務 …………… 29	09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し …………… 34
03 クーリング・オフ制度 …………… 30	10 契約内容の見直し方法 …………… 35
04 保障の開始 …………… 31	
<b>給付金・保険金、保険料等</b>	<b>その他留意事項</b>
05 お支払いできない場合 …………… 32	11 税金のお取り扱い …………… 36
06 給付金等のご請求 …………… 32	12 ご契約後のお問い合わせ・お手続きの窓口 …………… 36
07 ご契約の無効および失効・復活 …………… 33	13 お申し込みのお手続き等での留意事項 …………… 36
	14 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 …………… 37
	15 相談・照会・苦情の窓口 …………… 37

### 注意喚起情報で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい項目等を記載しています。		条件等補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語等について記載しています。

反社会的勢力に該当する場合

# 01 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力\*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
  - 保険契約締結後に反社会的勢力\*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。
- \*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- \*2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

# 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- **三菱UFJ銀行、ならびに三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金等のご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申し込みの内容やご請求の内容等について確認する場合があります。**

既往症や通院歴等がある場合

アフラックでは、他の契約者との公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引き受けを行っています。

被保険者の健康状態によっては「特別保険料率に関する特則」を付加して割り増しされた保険料をお支払いいただくことで、ご契約をお引き受けできる場合があります。

その場合、お申込後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。

※以下のいずれかに該当する場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

- 被保険者が満20歳未満の場合
- お申込内容が「解約払戻金ありタイプ」かつ「保険料払込期間:60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済」の場合

次ページへ続く ▶

▶ 前ページからの続き

## ⚠ 「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 **用語** することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期の属する日から2年以内のとき
- 保険期間の始期の属する日から2年を経過していても、給付金等の支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金等の支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払い込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取り消し等により、給付金等をお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

クーリング・オフ制度

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

# 03 所定の期間内であれば、お申し込みの撤回または解除ができます。

- 契約者(ご契約を申し込まれる方)は、次の**いずれかの日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、申し込まれたご契約の**撤回 **用語****またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合  
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日
  2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合  
「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」のいずれか遅い日
- お申し込みの撤回等をした場合には、お支払いいただいた金額をお返します。

【お申し込みの撤回等の方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、またはアフラックあてに郵便により文書を送付してください。

- **アフラックホームページよりお申し込みの撤回等をする場合**  
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

**アフラックホームページ** ▶ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

- **郵便によりお申し込みの撤回等をする場合**

※はがき等の書面に下記の〈記入項目〉をもれなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| ① 記入日                | ⑤ 契約者の住所・電話番号          |
| ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥ 被保険者名                |
| ③ 契約者の自署・フリガナ        | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日           | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可)   |
- ※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号  
アフラック 契約部 撤回担当行

こちらから  
アクセス



**用語**

- 「解除」とは  
保険期間の途中でご契約を消滅させること
- 「撤回」とは  
ご契約のお申し込み後に、申込者をご契約のお申し込みを取り下げること

次ページへ続く ▶



前ページからの続き

**⚠ 次の場合には、お申し込みの撤回等ができません。**  
すでに契約したご契約の内容を変更する場合

## 04 保障の開始

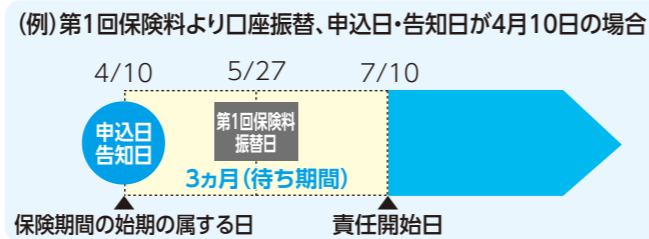
# 04 申込日が保障の開始ではありません。

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。  
「生きるためのがん保険Days1」および特約には、「責任開始日」までの「待ち期間」があります。  
アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始日」は、次のとおりです。

### 1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

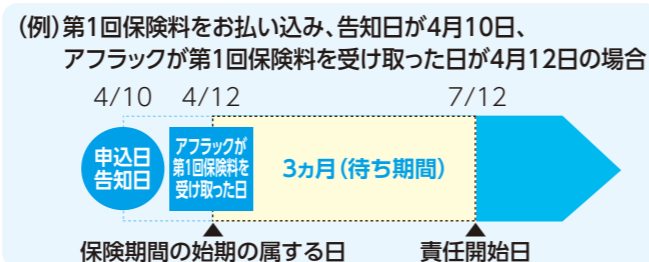
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日（保険期間の始期の属する日）からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日を「責任開始日」とし、その日から保障を開始します。



※「申込日」とは、アフラックが申込書を受領した日をいいます。

### 2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日（保険期間の始期の属する日）からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日を「責任開始日」とし、その日から保障を開始します。



➕ 補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

次ページへ続く▶

給付金・保険金、保険料等

## 05 お支払いできない場合

# 05 給付金等をお支払いできないことがあります。

▶▶ 参照 **しおり** お支払いできない場合について

- 責任開始日より前に「がん(悪性新生物)」「上皮内新生物」と診断確定された場合  
※「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合には、ご契約は無効(復活の場合は、復活の取り扱いの無効)となります。
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払い込みがなかったため、ご契約が失効 **用語** している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金等の不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。

▶▶ くわしくは **契約概要 P.15~20** の他、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 06 給付金等のご請求

# 06 支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

▶▶ 参照 **しおり** ご契約後について

- 給付金等は、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、以下の方法でお問い合わせください。

インターネットの場合

アフラックホームページ

こちらからアクセス

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ <b>パソコン</b> <b>スマートフォン</b>	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード <b>パソコン</b>	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス <b>パソコン</b> <b>スマートフォン</b>	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 **通話料無**

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00～17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>  
年中無休(24時間受付)

- 指定受取人ががんの告知を受けていない等の特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

**用語**

● 【失効】とは

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるためこの期間に支払事由が生じた場合、給付金等は支払われない)

▶ 前ページからの続き

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合は [P.32] の窓口までご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.15~20** の他、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金等の受取人に代わって請求できます。  
▶▶ くわしくは **しおり「指定代理請求特約」**について をご確認ください。

**補足**  
**契約者の住所等を変更された場合は、必ずご連絡ください。**お手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができない場合があります。

ご契約の解約・乗り換え・見直し

08 **解約と解約払戻金** ▶▶ 参照 **しおり** ご契約後について  
**解約払戻金の有無は保険種類等によって異なります。**

- 保険種類等によって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているものがあります。
  - 生命保険は預貯金等とは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用等にあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、全くないか、あるとしても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
  - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は全くないか、あるとしてもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.21~22** をご確認ください。
  - ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。
  - 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶ くわしくは **しおり 解約について / 払戻金について** をご確認ください。

07 **ご契約の無効および失効・復活** ▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について  
**保険料のお払い込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。**

**ご契約の無効および失効**

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は**無効となります**(保険期間の始期にさかのぼってご契約がなかったものとなります)。
  - 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は**猶予期間満了日の翌日から失効します**(効力を失います)。
  - 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、同一の被保険者で新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけない場合があります(第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です)。
- ▶▶ くわしくは **しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効** をご確認ください。

**ご契約の復活**

- 失効したご契約でも、**失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます**。この場合、告知と必要な保険料のお払い込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態等によってはご契約の復活はできません。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取り扱いはありません。
- ご契約の復活をアフラックが承諾した場合には、告知日またはアフラックが必要な保険料を受け取った日のいずれか遅い日から、ご契約上の保障が開始されます(ただし、保障が始まるまでの待ち期間(3ヵ月)中に復活の手続きが完了した場合は、待ち期間後の保障が始まる日(責任開始日)から保障が開始します)。なお、復活の際も **02 告知義務 P.29~30** の内容が適用されますのでご注意ください。

09 **新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し** ▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって  
**乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。**


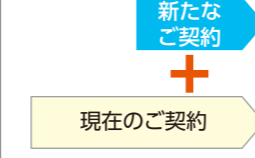
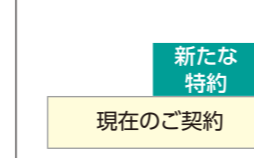
**「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること**

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。
- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約後、短期間で解約された場合の解約払戻金は全くないか、あるとしてもごくわずかです。
  - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権等を失う場合があります**。
  - **新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態等によってはお引き受けできない場合があります。**
  - 新たな保険契約の保険期間の始期の属する日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます**。また、詐欺によるご契約の取り消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為等が適用の対象となります**。  
▶▶ くわしくは **02 告知義務 P.29~30** をご確認ください。
  - 契約内容の見直し方法には、条件付解約、追加契約、特約の中途付加等があります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります**。

契約内容の見直し方法

10

契約内容を見直す場合、  
以下の見直し方法があります。

	条件付解約	追加契約	特約の中途付加
特長	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容等を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、保障を充実させることができます。
仕組み	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約(契約者専用)にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 
現在のご契約	消滅します*	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※ 予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただけます。	特約中途付加日における被保険者の満年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただけます。

\* 新たなご契約の契約日前日に解約となります。  
また、解約払戻金等があれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態**によっては、ご利用できない場合があります。



現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取り扱いできない場合があります。

各がん保険の見直し方法の詳細については、アフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

その他留意事項

11

税金のお取り扱い

▶▶ 参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

この商品の保険料は  
生命保険料控除の対象となります。

保険料について

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。

各給付金について

- 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

※くわしくは所轄の税務署または税理士にご確認ください。

※2022年1月現在の税制に基づき記載しており、今後変更される可能性があります。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きの窓口

12

ご契約後のお問い合わせ・お手続き等は、  
アフラックおよび三菱UFJ銀行にて承ります。

- 三菱UFJ銀行では、三菱UFJ銀行が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせ等に対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、アフラックが、三菱UFJ銀行より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金等の請求手続きや各種手続方法のご照会等について、アフラックにて対応させていただく場合があります。

お申し込みのお手続き等での留意事項

13

ご契約をお引き受けできない場合は、  
アフラックよりお客さまにご連絡します。

- 申込書・告知書等は、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」等を契約者にお送りします。お申し込みの内容等と相違していないかどうかご確認ください。
- **健康状態等によりご契約をお引き受けできない場合は、アフラックよりお客さまにご連絡します。**
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、アフラック所定の振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証を発行しませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの保険販売資格をもつ募集人の登録状況・権限等に関して確認をご要望の場合は、アフラックコールセンターまでご連絡ください。

## その他重要事項

### 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

#### プライバシーポリシー


アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これに基づいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

### ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、  
便利なサービスをご利用いただけます


ご契約者様専用サイト



**ご登録はとってもカンタン!**  
まずは下記より登録ページへアクセスし、  
ご登録ください。

[かんたんアフラック 検索](#)

スマホは  
こちらから



ご登録者さま限定  
ご利用いただけるサービスの一例

**オンライン医療相談サービス**  
提供元: (株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに  
プロの医療チームがオンラインでお応えします!

※本サービスは、診断その他の医療行為を  
提供するものではありません。

月10回まで  
相談無料

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

## 14 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の 会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額・保険金額等が削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額・保険金額等が削減されることがあります。  
▶▶詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

#### 生命保険契約者保護機構

**03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00  
※祝日・年末年始を除きます。

[ホームページ ▶ https://www.seihohogo.jp/](https://www.seihohogo.jp/)

#### 相談・照会・苦情の窓口

## 15 お客さまの相談・照会・苦情を お受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情等がある場合は、下記のアフラックコールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

#### アフラックコールセンター

**0120-555-027** 受付時間 9:00～17:00  
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

#### 一般社団法人 生命保険協会

[ホームページ ▶ https://www.seiho.or.jp/](https://www.seiho.or.jp/)

## Web約款について

「Web約款」とは、アフラックのホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

### 「Web約款」の特長

- ① アフラックのホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

### 「Web約款」の閲覧方法

次の①②③④の手順で閲覧できます。

- ① インターネットでアフラックのホームページにアクセス  
 アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページ内の「Web約款 ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ Web約款ページの「金融機関代理店でお申し込みいただいたお客様はこちらをご覧ください」を選択
- ④ 「商品名」から該当の「Web約款」を選択

右記より、生きるためのがん保険Days1のWeb約款のページにアクセスすることが可能です。



### 冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

申込書上の「ご契約のしおり・約款」の冊子希望欄の「はい」に○を付けてください。

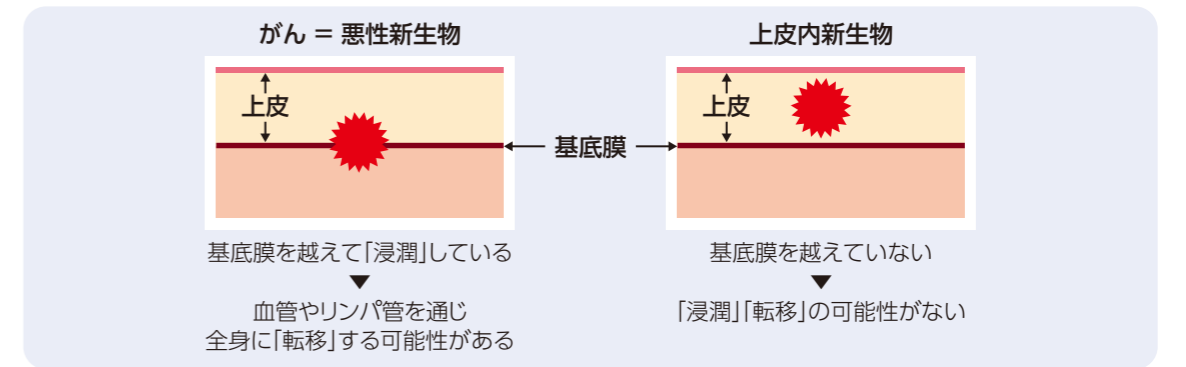
## [Q&A] いろいろな疑問にお答えします。

### Q 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いは何ですか？

A 以下をご確認ください。

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

#### 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い(例:子宮頸部)



上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病等
がん・上皮内新生物に含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫等の「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成等

### Q 先進医療とは、どのようなものですか？

A 以下をご確認ください。

先進医療の制度等について、くわしくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる! 探せる! 先進医療サーチ <https://senshin-search.net/>

#### 先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

#### 公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料等)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

# [Q&A] いろいろな疑問にお答えします。

memo

## Q 乳幼児医療費助成制度とは、どのような制度ですか？

A 以下をご確認ください。

乳幼児医療費助成制度とは、お子さま(乳幼児)が医療機関で治療等を受けた際に、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度のことです。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、くわしくはお住まいの地方自治体にお問い合わせください。

## Q 保険料の前納払とは何ですか？

A 「前納払」とは、ご契約時にまとめて保険料をお払い込みいただくお取り扱いです。

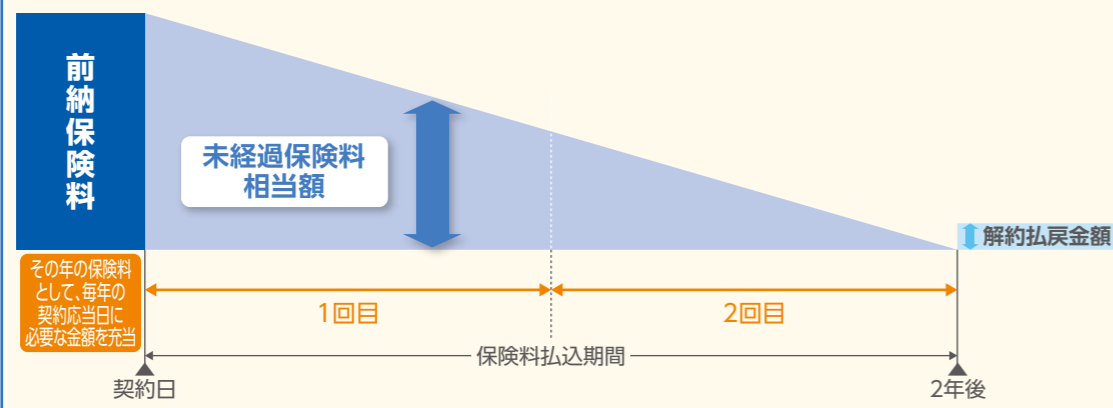
前納保険料にはアフラック所定の前納割引率が適用されるため、年払保険料の払込総額に比べ、保険料負担が小さくなります。前納保険料は、払い込んだ時点で全額を保険料として充当するのではなく、毎年の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当し、残りの部分は未経過保険料として各々の充当すべき期日までアフラックがお預かりします。

「生きるためのがん保険Days1」には、解約払戻金ありタイプと解約払戻金なしタイプがあります。以下に記載している内容は、解約払戻金なしタイプの場合です。解約払戻金ありタイプの場合は、お取り扱いが異なります。

### 解約払戻金なしタイプの場合

保険料払込期間中に解約された場合、未経過保険料等をお返します。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した場合は、入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金をお支払いします。  
※特約には、解約払戻金はありません。  
※更新のある特約を付加する場合、主契約の保険料払込期間満了後も保険料のお払い込みが必要となります。

<イメージ図> 保険料払込期間2年払済の場合



#### <契約者に万一のことがあった場合について>

**契約者と被保険者が同一の場合：** 保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、未経過保険料等がある場合はお返します。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した後に死亡した場合は、入院給付金日額の10倍と同額の死亡返還金をお支払いします。このとき、死亡返還金や未経過保険料等は、相続財産として相続税の評価額の対象となります。  
(死亡返還金や未経過保険料等は、みなし相続財産に該当しないため、非課税の適用はありません。)

**契約者と被保険者が別人の場合：** 契約者としての権利を相続(被保険者に名義変更)することで、被保険者の保障は一生継続します。保険料払込期間中に契約者が死亡した場合は未経過保険料相当額等、保険料払込期間満了後に死亡した場合は解約払戻金相当額が相続財産としての評価額の対象となります。  
※2022年2月現在の税制に基づき記載しており、今後変更される可能性があります。くわしくは所轄の税務署または税理士にご確認ください。